

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
学校法人 ○ ○ 学 園
設立代表者

学 校 法 人 寄 附 行 為 認 可 申 請 書

このたび、学校法人○○学園を設立したいので、私立学校法第 30 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

1. 学校法人寄附行為
2. 設立趣意書
3. 財産目録
4. 寄附申込書
5. 設立決議録
6. 設立後 2 年間の事業計画及び収支予算書
7. 生徒納付金内訳表
8. 専任教職員等給与額内訳表
9. 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費並びに支払計画を記載した書類
10. 創設費の算出基礎表
11. 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類
12. 負債償還計画書
13. 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
14. 不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
15. 設立者の履歴書及び誓約書
16. 役員の上任承諾書、履歴書及び誓約書
17. 役員の中に、各役員について、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことを証する書類（宣誓書）。 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員（校長、教員その他の職員を含む）と兼ねていないことを証する書類（宣誓書）。
18. 設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに、校舎等の配置図及び平面図
19. 学校法人の沿革、その他参考となる書類

(注)

1. 専修学校、各種学校のみを設置する準学校法人の場合は、本文中の根拠条項を「私立学校法第 64 条第 5 項において準用する同法第 30 条及び同法施行規則第 8 条において準用する同法施行規則第 2 条」と記載すること
2. 申請書の提出部数は、正・副各 1 部とする。

1. 学校法人〇〇学園寄附行為（作成例）

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

（事務所）

第二条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

第二章 目的及び事業

（目的）

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科
定時制課程 〇〇科
通信制課程 （広域）〇〇科
- 二 〇〇中学校
- 三 〇〇小学校
- 四 〇〇幼稚園
- 五 〇〇専修学校 〇〇高等課程 〇〇専門課程 〇〇一般課程
- 六 〇〇各種学校

（収益事業）

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

2 前項の収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得なければならない。

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事〇〇人

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、理事の定数を六人以上とすること。それ以外の場合は、理事の定数を五人以上とすること。

二 監事 〇人

2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 学長（校長）

二 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人

三 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人

2 前項第一号及び第二号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第八条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者の制限)

第九条 この法人の理事のうちには、各理事についてその配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係がある者が一人を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（学校長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることにはならない。

3 この法人の監事は、相互に配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(注) 第九条第一項から第三項について、譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「配偶者又は三親等以内の親族」を「親族」とすること。

(役員任期)

第十条 役員（第七条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第十一条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十二条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第十三条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第十四条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第十五条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十六条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十七条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第一号から第三号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを三重県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十八条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(業務の決定の委任)

第十九条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第二十条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければ

ならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十一条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第二十二条 第二十条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十三条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 四 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 目的たる事業の成功の不能による解散
- 〔八 収益事業に関する重要事項〕
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの（評議員会の意見具申等）

第二十四条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
(評議員の選任)

第二十五条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者
〇〇人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 〇〇人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 〇〇人

〔2 評議員のうちには、役員のうち一人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうち一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにならない。〕

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、定める必要がある。

- 3 第一項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
(任期)

第二十六条 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間と

することができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十七条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第二十八条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第三十条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「理事総数」を「理事総数(現在数)」とすること。

(積立金の保管)

第三十一条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十二条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十三条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

〔 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。 〕

(予算及び事業計画)

第三十四条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「出席した理事」を「理事総数（現在数）」とすること。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十五条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「出席した理事」を「理事総数（現在数）」とすること。

(決算及び実績の報告)

第三十六条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

〔 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。 〕

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十七条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬)

第三十八条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。〔ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。〕

(注) ただし書きについては譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、定める必要がある。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(評議員の報酬)

第三十九条 第三十八条の規定は、評議員について準用する。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、定める必要がある。

(資産総額の変更登記)

第四十条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十二条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「理事総数」を「理事総数（現在数）」とすること。

- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「出席した理事」を「理事総数（現在数）」とすること。

三 合併

四 破産

五 三重県知事の解散命令

- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては三重県知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては三重県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十三条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「出席した理事」を「理事総数（現在数）」とすること。

(合併)

第四十四条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、三重県知事の認可を受けなければならない。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「理事総数」を「理事総数（現在数）」とすること。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十五条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、三重県知事の認可を受けなければならない。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「出席した理事」を「理事総数（現在数）」とすること。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、三重県知事に届け出なければならない。

(注) 譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、「出席した理事」を「理事総数（現在数）」とすること。

こと。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第四十六条 この法人は、第三十七条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十七条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十八条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(参考) 以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこのこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務遂行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則（新設の場合）

- 1 この寄附行為は、三重県知事の認可の日（○年○月○日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長） ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

監事 ○○○○

監事 ○○○○

- 3 ○年○月○日までの間は、第二十五条第一項第二号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。

附 則（変更の場合）

- 1 この寄附行為の変更は、三重県知事の認可の日（○年○月○日）から施行する。
- 2 この寄附行為の変更により、最初に増員する理事及び評議員の任期は、現に理事又は評議員の職にある者と同じとする。

注意

1. この作成例は、一般的な例であるから学校法人の事情を考慮して作成すること。ただし、私立学校法の規定に違反した寄附行為であってはならないし、学校法人設立のための、不動産寄附に伴う免税条件を備えていたほうがよいこと。
2. 学校法人が収益事業を行うときは、寄附行為中に必要な規定を設けること。
3. 第二十五条第一項第二号の評議員の該当者がいない場合は、寄附行為の附則で経過措置を規定すること。
4. 役員の数数は理事5人以上（譲渡所得の非課税の承認を受ける場合は、理事の数数を6人以上）、監事2人以上とし、評議員の数数は理事数数の2倍をこえる数とすること。

添付書類作成例（それぞれA4版）

2 学校法人設立趣意書

このたび……に対応した人材を養成するため……、……等多くの方々の要請を受け、……の有志が〇〇学校の設立を計画し、この学校を設置することを目的として、学校法人〇〇学園（仮称）設立を發起したところであります。

（注）教育に関する考え方、法人を設立する理由、目的を具体的に記入する。

3 財産目録

年 月 日現在

1. 資産総額	_____	円
内		
基本財産	_____	円
運用財産	_____	円
収益事業用財産	_____	円
2. 負債総額	_____	円
3. 正味財産	_____	円

◎ 資産内訳

1. 基本財産

(1) 土地

所在・地番	面積	評価額	備考
	m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
	計	計	

(2) 建物

種別	所在地	構造	面積	評価額	備考
校舎 講堂			1階 m ² 2階 m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
計			m ²	円	

(3) 校(園)具及び教具等

種別	名称	点数・冊数	評価額	備考
校具(園具)・教具			円	別紙評価書のとおり
図書				
その他備品				
計				

明細書別紙 基本財産計 金 円 ((1) + (2) + (3))

2. 運用財産

(1) 現金預金

種別	金額	銀行等名	備考
普通預金	円		別紙証明書のとおりに
定期預金			
現金			
計			

(注) 証明書は銀行等の残高証明書

(2) 有価証券

種別	証券番号	額面金額	備考
		円	別紙証明書のとおり
計			

運用財産計 金 円 ((1) + (2))

3. 収益事業用財産

(1) 事業用敷地

所在・地番	面積	評価額	備考
	m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
	計 m ²	計 円	

(2) 事業用建物

構造	面積	評価額	備考
	1階 m ² 2階 m ²	円	別紙登記事項証明書 および 価格評価書のとおり
	計 m ²	計 円	

(3) 事業用動産

種別	名称	点数	評価額	備考
			円	
計				

(4) 現金 (預金)

種別	現在高	銀行等名	備考
〇〇預金	円		別紙証明書のとおり
現金			
計			

収益事業用財産計 金 円 ((1) + (2) + (3) + (4))

◎ 負債内訳

(1) 固定負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
長期借入金	円		別紙証明書のとおり (日本私立学校振興・共済事業団 資金貸付金等)
計			

(2) 流動負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
短期借入金	円		別紙証明書のとおり
未払金			
計			

負債計 金 円 ((1) + (2))

◎ 借用財産

基本財産に準じて作成し、備考欄に借用相手方、借用条件を記入すること。

(注)

1. 学校法人の財産となるべき全ての財産を記載し、資産総額は寄附申込書の合計と一致すること。
2. 基本財産は原則として負担付、又は借用のものでないこと。

年 月 日

学校法人 ○○学園

設立代表者 様

住所

氏名

寄 附 申 込 書

学校法人○○学園設立のうえは、私の所有する下記の財産を寄附します。

記

1. 土地

(1) 所在地

(2) 地 目

(3) 地 積 m^2

(4) 添付書類 登記事項証明書

2. 建物

(1) 所在地

(2) 種 類

(3) 構 造

(4) 床面積 m^2

(5) 価 格

(6) 添付書類 登記事項証明書、契約書等

3. 校（園）具及び教具等

(1) 種 類

(2) 名 称

(3) 点（冊）数 点

(4) 価格 円

(5) 添付書類 明細書

4. 現金又は預金

(1) 種 別

- (2) 現在高
- (3) 銀行名
- (4) 添付書類 残高証明書

(注) 寄附者が法人であるときは、法人内部の手続きを経たことを証する書類を添付すること。(理事会等の議事録写)

5. 学校法人〇〇〇学園設立発起人会決議録

- 1. 開催日時及び場所 〇年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇会議室
- 2. 出席者氏名 〇〇〇〇、◎◎◎◎、△△△△、・・・・・・・・(以下全員)

3. 議案

- (1) 学校法人〇〇〇学園設立について
- (2) 〇〇学校の設置について
- (3) 設立代表者の選任について
- (4) 設立後2年間の事業計画及び収支予算書について
- (5) 寄附受領について
- (6) 設立当初の役員選任について

4. 議事の経過及びその結果について

〇〇〇〇氏を互選により議長に選んだ後、議案の審議に入った。

第1号議案 学校法人〇〇〇学園設立について

〇〇〇氏が、寄附行為案を示して法人設立についての意見を述べ審議に入ったが、
2、3の質疑応答がなされた後全員異議なく承認した。

第2号議案

第3号議案 設立代表者選任について

互選の結果〇〇〇〇〇氏を設立代表者と定め、一切の権限を委任することに決定した。

第6号議案 設立当初の役員選任について

〇〇〇〇氏から役員就任について提案があり、下記の者が役員に就任することを全員異議なく承認した。

理事 〇〇〇〇、◎◎◎◎、△△△△

監事 ××××、@@@@

よって、議長は議事終了の旨を述べて、〇〇時〇〇分閉会を宣した。

署名人（発起人全員）

〇〇 〇〇 印

◎◎ ◎◎ 印

△△ △△ 印

上記は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

学校法人〇〇〇学園

設立者代表 氏名

6. 〇〇・〇〇年度事業計画

〇〇・〇〇年度においては、学校法人〇〇学園の経営方針に基づき・・・教育の理想的教育期間としての内容充実に尚一層の創意と工夫をこらし、名実共に・・・の理想校をうちたてようとするものである。このため特に両年度は〇〇学科の新設、・・・を行い、かつ各教師がその持つ能力を充分発揮して、担当教科を教授し得るよう、別紙予算書のとおり教職員の待遇費、教育研究費、・・・を計上してその目的を達成しようとするものである。

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法人	(何) 大 学			〇〇高等 学 校	〇〇 幼稚園	新設〇〇 学 校	総額
			(何) 学部		計				
人件費支出									
教員人件費支出									
職員人件費支出									
役員報酬支出									
退職金支出									
(何)									
教育研究経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
奨学費支出									
(何)									
管理経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
(何)									
借入金等利息支出									
借入金利息支出									
学校債利息支出									
借入金等返済支出									
借入金返済支出									
学校債返済支出									
施設関係支出									
土地支出									
建物支出									
構築物支出									
建設仮勘定支出									
(何)									
設備関係支出									
教育研究用機器備品支出									
その他の機器備品支出									
図書支出									
車両支出									
ソフトウェア支出									
(何)									
計									

- (注) 1. 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
2. この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
3. この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
4. どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

活動区分資金収支予算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	施設整備等活動資金収支差額		
小計 (教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
	収益事業収入		
	(何)		
	その他の活動資金収入計		
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	

支 出	収益事業元入金支出	
	(何)	
	小計	
	借入金等利息支出	
	(何)	
	その他の活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
その他の活動資金収支差額		
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)		
前年度繰越支払資金		
翌年度繰越支払資金		

- (注) 1. この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2. この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
3. 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

事業活動収支予算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法人	〇〇 大学			〇〇高等	〇〇	新設〇〇			総額
						学 校	幼稚園	学 校			
学生生徒等納付金											
授業料											
入学金											
実験実習料											
施設設備資金											
(何)											
手数料											
入学検定料											
試験料											
証明手数料											
(何)											
寄付金											
特別寄付金											
一般寄付金											
現物寄付											
経常費等補助金											
国庫補助金											
地方公共団体補助金											
(何)											
付随事業収入											
補助活動収入											
付随事業収入											
受託事業収入											
(何)											
雑収入											
施設設備利用料											
廃品売却収入											
(何)											
教育活動収入計											
人件費											
教員人件費											
職員人件費											
役員報酬											
退職給与引当金繰入額											
退職金											
(何)											
教育研究経費											
消耗品費											
光熱水費											
旅費交通費											
奨学費											
減価償却額											
(何)											
管理経費											
消耗品費											
光熱水費											
旅費交通費											
減価償却費											
(何)											
徴収不能額等											

教育活動収支

事業活動収入の部

事業活動支出の部

	徴収不能引当金繰入額									
	徴収不能額									
	教育活動支出計									
	教育活動収支差額									
教育活動外収入の部	事業活動収入									
	受取利息・配当金									
	第3号基本金引当特定資産運用収入									
	その他受取利息・配当金									
	その他の教育活動外収入									
	収益事業収入									
	(何)									
	教育活動外収入計									
	事業活動支出の部									
	借入金等利息									
借入金利息										
学校債利息										
その他の教育活動外支出										
(何)										
教育活動外支出計										
教育活動外収支差額										
経常収支差額										
特別収入の部	事業活動収入									
	資産売却差額									
	(何)									
	その他の特別収入									
	施設設備寄付金									
	現物寄付									
	施設設備補助金									
	過年度修正額									
	(何)									
	特別収入計									
事業活動支出の部	事業活動支出									
	資産処分差額									
	(何)									
	その他の特別支出									
	災害損失									
過年度修正額										
(何)										
特別支出計										
特別収支差額										
基本金組入前当年度収支差額										
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
当年度収支差額										
(参考)										
事業活動収支計										
事業活動支出計										

- (注) 1. 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
2. この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
3. この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
4. どの部門の消費支出であるかが明らかでない消費収入又は消費支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

注意

設置認可後2年度の収支予算書を作成すること。

7. 生徒納付金内訳表

(単位 円)

		授業料		計	入学金	入学時 寄付金	入学 検定料
学校名	学年						
既設校分 (申請年度)	〇〇高等学校	1年					
		2年					
		3年					
	〇〇幼稚園	3歳児					
		4歳児					
		5歳児					
新設校分 (開設年度)	(新設) 〇〇学校	1年次					
		2年次					

注

1. 学校法人が納付させているものすべてについて、1人当たり年額を種類別に記載すること。
2. 新設校分の2年次欄には、開設年度の入学者が次年度に納付することとなる額を記載すること。

8. 専任教職員等給与額内訳表

(1) 教員給与

(単位 円)

		基本給平均					賞与平均 (支給率)	諸手当 平均	給与総額
		校長	教諭	助教諭	講師	助手			
既設校 (申請年度分)	〇〇高等学校								
		(1人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(ヶ月)		(計 人)
	〇〇幼稚園								
		(1人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(ヶ月)		(計 人)

新設校 (開設年度分)	〇〇学校	最高						(ヶ月)		
		最低						(ヶ月)		
		平均	(1人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(ヶ月)		(計 人)

(2) 職員給与 (申請年度分)

(単位 円)

基本給平均				賞与平均 (支給率)	諸手当 平均	給与総額
部局長相当	課長相当	事務職員	その他の職員			
(人)	(人)	(人)	(人)	(ヶ月)		(計 人)

(3) 役員報酬 (申請年度分)

(単位 円)

基本給平均				賞与平均 (支給率)	諸手当 平均	給与総額
理事長	常務理事	その他の理事	監事			
(人)	(人)	(人)	(人)	(ヶ月)		(計 人)

注 基本給、賞与、諸手当 (基本給及び賞与以外のすべての給与をいう。) とともに1人当たりの年額を記載し、教 (職) 員数を () 内に記載すること。

9. 学校設置に要する経費及び初年度の経常的経費並びに支払計画を記載した書類

(単位 千円)

区分		年度	〇	〇	申請年度	開設年度	〇	〇	合計	備考
学校設置に要する経費 (創設費)	校地 (うち、 造成費)		m ² 千円	m ² 千円	()	()	()	()	()	
	校舎		m ² 千円							
	図書		冊 千円							
	教具 校具 設備									
	小計		千円							
新設校の初年度の 経常経費										
合計			千円							
支払計画	自己資金		千円							
	借入金		千円							
	未払金		千円							
	合計		千円							

注 1. 今回申請の学校設置のための全体計画について、創設費及び初年度の経常経費並びに支払計画を年度ごとに区分して記載すること。

2. 新設校の初年度の経常経費の額は、事業活動収支予算書の開設年度の新設校分事業活動支出計の合計額を記載すること。

3. 既設校から転用する校地、校舎、設備等がある場合には、その数量及び価額は備考欄に記載すること。

例 校地〇〇m²〇〇千円、校舎〇〇m²〇〇千円、設備〇〇点〇〇千円

4. なお、次の様式により「創設費の算出基礎表」を作成すること。

10. 創設費の算出基礎表

年度 区分	○ ○							開設 年度	合計
校 地	契約 年月日	契約相手方 氏名 (職業)	契約物件 所在地	面積	契約金額 (単価)	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	m ² 千円	
	(買収費) ○○○○	○○○○	○○市 ○○町 ○○番地	○m ²	○○千円 (○千円 /m ²)	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円		
	(造成費)	(○○)							
	計			m ²	千円		千円		
校 舎	種別	構造	面積	金額 (単価)	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要	m ² 千円	
	○○課程 校舎	鉄筋コンク リート造 ○階建	○m ²	○○千円 (○千円/m ²)	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円			
	○月○日 着工	内訳 ┌ 建築工事 │ 給排水 │ 電気設備 │ 工事 └ 特殊工事		○○千円	(○千円/m ²)				
	○○月○日 完成予定			○○千円	(○千円/m ²)				
設計料	○○千円 ○○千円			(○千円/m ²)					
	計		m ²	千円		千円			
図 書	種別	冊数	金額	単価	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要	冊 千円	
	○○教育 関係図書	○○冊	○○千円	○○千円	○○○○○	○○千円			
	○○雑誌	○○種	○○千円	○○千円	○○○○○	○○千円			
			千円			千円			
教具 校具 設備	種別	数量	金額	単価	支払 (予定) 年 月 日	支払 (予定) 金 額	摘要	点 千円	
	○○ ○○	○○点 ○○点	○○千円 ○○千円	○○千円 ○○千円	○○○○○ ○○○○○	○○千円 ○○千円			
	計	点	千円			千円			
合計	千円								千円

注1. 前ページの学校設置に要する経費（創設費）の算出基礎について記載すること。

2. 校舎、図書、設備等について契約が完了している場合は、摘要欄に契約年月日、契約相手方氏名等を記載すること。

3. 契約が完了している場合は、契約書、領収書等の写し（※）を添付すること。

※契約が完了していない場合は、見積り書等の写しを添付すること。

1 1. 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源調達方法及びその時期を記載した書類

(単位 千円)

区分		年度	〇〇年度以前	〇〇	〇〇	申請年度	開設年度	〇〇	合計
自己資金	生徒納付金収入	千円							
	寄付金収入	千円							
	補助金収入	千円							
	資産運用収入	千円							
	資産売却収入	千円							
	事業収入	千円							
	小計	千円							
借入金	日本私立学校振興・共済事業団	千円							
	市中金融機関	千円							
		千円							
	小計	千円							
合計		千円							

注

1. 前ページの創設費及び初年度の経常経費の支払財源について、その調達方法及び時期別に年度ごとに記載すること。

12. 負債償還計画書

	借入先	当初借入金額	借入年月日	返済期間及び利率	申請時までの償還額	申請時現在の残高	借入金に対する返済計画				借入目的 (借入金の用途)
							申請年度	開設年度	〇〇	〇〇	
申請時現在の負債残高	日本私立学校振興・共済事業団	千円	〇年 〇月 〇日	〇年 % (措置〇年)	千円	千円	千円 ()	千円 ()	〇〇 ()	〇〇 ()	
							()	()	()	()	
	小計						()	()	()	()	
	〇〇銀行						()	()	()	()	
							()	()	()	()	
	小計						()	()	()	()	
	学債						()	()	()	()	
	(延払金) 〇〇建設						()	()	()	()	
小計						()	()	()	()		
申請時以降の借入予定								()	()	()	
									()	()	
										()	
	小計						()	()	()	()	
合計											
年度末残高 (元金のみ)											
償還財源の内訳											

注

1. 法人全体についての負債（未払金及び申請時以降に予定している負債を含む。）償還計画を年度ごとに作成すること。（ ）内には当該年度分利息の額を記載すること。
2. 償還財源の内訳欄には、年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載すること。
3. 借入目的欄には、借入目的（例えば、〇〇学校〇学科校舎建築費（〇〇千円）に充当等）及び抵当物件等を具体的に記載すること。
4. 短期借入金についても、上記と同様に記入すること。

1 4. 価格評価書

1. 校地

所在地	面積	評価額
	m ²	円

2. 校舎

所在地	構造	面積	評価額
		m ²	円

3. 校具、教具、図書、備品等 点 円

(イ) 校具、教具 点 円

品名	数量	評価額	品名	数量	評価額	品名	数量	評価額

(ロ) 図書、備品等 点 円

品名	数量	評価額	品名	数量	評価額	品名	数量	評価額

上記のとおり価格評価いたします。

年 月 日

評価人 住所
氏名

16. 就任承諾書

学校法人〇〇〇学園設立のうえは、当初の理事（監事）に就任することを承諾します。

年 月 日

学校法人 〇〇学園

設立代表者 〇〇 〇〇 様

住所

氏名

添付書類

(1) 履歴書

(2) 誓約書

17. 宣誓書

(役員用)

理事 〇〇〇〇

理事 △△△△

監事 ××××

監事 ◎◎◎◎

(役員全員記入)

上記役員のうち（〇〇〇〇と△△△△が親族（配偶者）である以外は、）各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族は、含まれていないことを宣誓します。

年 月 日

三重県知事 宛て

学校法人 〇〇学園

設立代表者 〇〇 〇〇

(監事用)

監事 ××××

監事 〇〇〇〇

上記の監事は、本法人の理事、評議員又は職員（校長、教員その他の職員を含む）と兼ねていないことを宣誓します。

年 月 日

三重県知事 宛て

学校法人 〇〇学園

設立代表者 〇〇 〇〇

19. 学校法人の沿革、その他参考となる書類

(1) 学校法人の概要

(2) 学校法人の事務組織

学校法人等及び学校等の組織表

